部活動に係る活動方針

奈良県立郡山高等学校

１　基本方針

「奈良県部活動の在り方に関する方針」（奈良県教育委員会）を踏まえ、文武両道の精神を基礎に、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることを目的とする。

２　指導・運営に係る体制整備

（１）指導・運営に係る体制の構築

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、外部指導者等の活用状況を踏まえながら、教職員の指導力の向上及び適正な勤務に向け、部活動が円滑に実施できるように取り組む。

（２）活動計画等の作成及び公表

ア　顧問は本活動方針に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。

イ　各部の活動計画等を部活動通信等により生徒・保護者に知らせる。

３　安全で効率的・効果的な活動の推進

（１）適切な指導の実施

ア　部活動に実施にあたっては「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成３０年３月スポーツ庁）」、「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

イ　顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、必要に応じて、外部の専門的な指導者等の助言をもとに効率的な活動を推進する。

（２）部活動用指導の手引きの活用

部活動の顧問は、中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成する指導の手引きを活用して適切に指導を行う。

４　適切な休養日等の設定

（１）休養日

ア　学期中

原則週当たり平日１日以上及び休日１日以上の休養日を設定するよう努める。大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保するよう努める。

イ　長期休業中

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度の長期の休養期間を設ける。

（２）活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日は原則２時間、休業日（学期中の土・日曜日を含む）では原則３時間程度を目安に練習を計画する。

ただし高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する必要があることから、学校や地域の状況、生徒の発達段階、生徒の多様なニーズ等に応じ、校長の許可を得て休養日及び活動時間を設定することができる。

その際は、生徒・保護者への十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てることとする。

５　学校単位で参加する大会等

（１）高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟が主催、共催、後援する大会。

（２）本活動方針の趣旨に則り精査した大会等